

役員改選(変更)登記のタイミングと遅延による罰金

1.役員改選登記

[戻る](#)

1)日数の数え方及び登記のタイミング

(具体例)

①決算月 6月30日

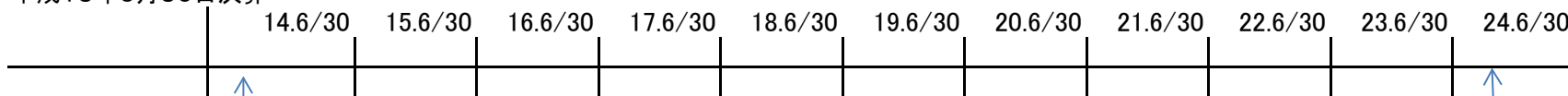
②定款の記載方法
(任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③登記上の役員就任日

A、平成13年8月20日就任のケース

平成13年6月30日決算



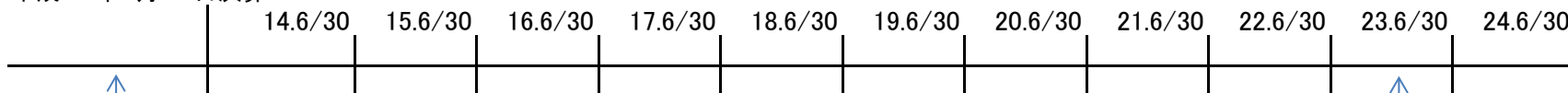
平成13年8月20日就任



- ・10年以内に終了する事業年度(最終)はh23.6/30
- ・ゆえに、登記はh23.6/30期に係る定時株主総会で決定し行う。

B、平成13年5月10日就任のケース

平成13年6月30日決算



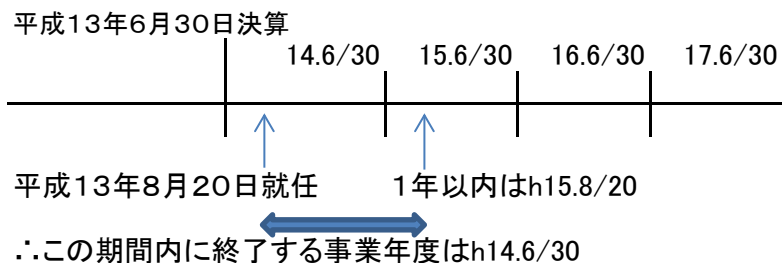
平成13年5月10日就任



- ・10年以内に終了する事業年度(最終)はh22.6/30
- ・ゆえに、登記はh22.6/30期に係る定時株主総会で決定し行う。

C. 選任後〇年以内に終了する事業年度とは？

上記Aのケースで1年以内を考えると、h14.6/30が、終了する事業年度である。



2. 役員任期切れによる罰金

- ・役員任期が切れているのを忘れて、役員変更登記が遅れると罰金がかかります。
- ・法務局から裁判所に通知がされ、裁判所では代表取締役宛に罰金の通知が行きます。
- ・では、どれぐらいの期限遅れで、いくら罰金がかかるのでしょうか？
- ・それはケースバイケースで、2～3ヶ月遅れでも罰金に来るところもあれば6ヶ月遅れでも罰金来ないところがあったりします。
- ・罰金額は、数万円から10万円とこちらもいろいろです。
- ・とにかく忘れないようにチェックリスト等を作成し管理したほうが良いかも。